

長期保管貨物を対象とした保管費用改定のお知らせ

2021年1月15日

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素はひとかたならぬご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

この度、弊社保税倉庫における保管費用の改定についてご連絡させていただきます。

記

1. 開始日

- ① 2021年2月1日以後、到着した貨物より
- ② それ以前に蔵置されている貨物については、2021年2月1日を無料期間の1日目とします。

2. 無料保管期間

フライトが到着した日を1日目とし、そこから5日間（土・日・祝日を含む）を無料の保管期間とさせていただき、6日目から保管費用を申し受けます。

例) 2月1日にフライト到着し、そのまま長期保管となった貨物の場合

2月1日 2月2日 2月3日 2月4日 2月5日 2月6日 2月7日 2月8日

無料	無料	無料	無料	無料	有料	有料	有料
----	----	----	----	----	----	----	----

入庫



3. 対象貨物

- ① 適正な申告書類（インボイス等）を提出いただけていない場合
- ② 書類に不備があり、且つ、それを訂正いただけていない場合
- ③ 他法令に抵触する貨物で、事前に必要手続きがなされていないために長期保管となった場合
- ④ 知的財産権を侵害する恐れがある場合
- ⑤ 出荷日指定により貨物を保管する場合
- ⑥ その他

4. 保管費用

貨物1箱につき1日500円

以上、ご不明な点がございましたら、営業担当までお問合せ頂けますようお願い申し上げます。